

## 独立行政法人等における総人件費改革への取組

### 1. 独立行政法人

独立行政法人については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間で 5 % 以上の人件費を削減することを基本として取り組むこととされており、104 あるすべての法人において、本年 3 月までにそれぞれの中期計画の中にその方針を盛り込んだところ。

今後、各法人における人件費の削減の取組状況を的確に把握するとともに、その結果を公表していく予定。

### 2. 特殊法人等

特殊法人等については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間で 5 % 以上の人員の純減又は人件費を削減することを基本として取り組むこととされており、対象となる 20 法人において、本年 3 月までにその方針を盛り込んだ人件費削減計画を策定したところ。

各法人の削減の取組について必要な指導を行っていく。